

・女性の職業生活における活躍の推進のための法的枠組みの整備、正規・非正規にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援などにより、女性の活躍を推進する。

(5) 地域の実情に即した取組を強化する。

少子化の状況や原因は、都市と地方など地域により異なる（第1-1-2図参照）。また、結婚、妊娠・出産、子育ては、人々の暮らしそのものでもある。実効性のある少子化対策を進める上で重要なことは、地域が少子化対策の主役になるという視点を持ち、地域の実情に即した取組を進めていくことである。こ

のため、地域の強みを活かした取組を支援するとともに、少子化対策は地方を創生する上でも極めて重要であり、地方創生と連携した取組を推進する。

【きめ細かな少子化対策の推進】

大綱では、上述の重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしており、

- (1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。
 - (2) 社会全体で行動し、少子化対策を推進する。
- を二つの柱としている。

第1-2-13図 少子化社会対策大綱（概要）～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～（つづき）

きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
⇒妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止
⇒企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

○子育て

- ・経済的負担の緩和⇒幼児教育の無償化の段階的实施
- ・三世同居・近居の促進・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育⇒教材への記載と教職員の研修

○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

資料：内閣府資料

(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。

(結婚)

結婚に関する希望を実現できるようにするためには、重点課題に掲げた「経済的基盤の安定」や「結婚に対する取組支援」に加えて、さらに総合的な結婚支援の取組が重要である。教育・情報提供やコンサルティングなどを通じて、結婚・出産・子育てや仕事との両立などに関する個人の希望を、より具体的かつ現実的な計画として持つことができるよう支援を行うとともに、結婚や子育てに関する情報について分かりやすくかつ効果的な情報発信を充実する。また、「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)等を通じて、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図る。

(妊娠・出産)

母体や子供へのリスクを低減し、安全かつ安心して妊娠・出産ができる環境整備が重要であり、周産期医療の確保・充実、産休中の負担の軽減や産後ケアの充実を始め、「子育て世代包括支援センター」の整備などにより、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制を構築していく。「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点であり、同センターにおいて、保健師等の専門職等が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援の実施を図る。

また、妊娠中や出産後も、職場等において必要な配慮を受けながら仕事を継続できることが、妊娠・出産の安心につながることから、マタニティハラスメント防止の取組を充実させる。

不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するための不妊専門相談センターの整備、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るための助成など、不妊治療等への支

援を行う。

(子育て)

子育てへの不安が大きいことが、少子化の要因の一つであり、様々な不安や負担を和らげ、全ての子育て家庭が、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備することが重要である。このため、重点分野に掲げた子ども・子育て支援新制度等の子育て支援の充実や、多子世帯への一層の配慮に加え、様々な取組を行う。

理想の子供数を持たない理由として最も多くの方が挙げていることが、子育てや教育にお金がかかりすぎることであり、教育を含む子育ての経済的負担を緩和させるため、児童手当の支給、幼児教育の無償化の段階的实施、高校生等への修学支援、高等教育段階における教育費負担軽減策の充実等に取り組む。

また、三世代同居・近居の促進や特定非営利活動法人、企業等による支援など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備する。さらに、子育てしやすい住宅の整備や、小児医療の充実、地域の安全を向上させる取組により、子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境を整備する。

貧困の状況にある子供への支援、ひとり親家庭支援、児童虐待の防止や社会的養護の充実、障害のある子供等への支援、ニート、引きこもり等の子供・若者への支援、様々な事情により遺児となった子供への支援など、様々な家庭・子供への支援を推進する。

(教育)

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるようにするためには、その前提となる知識・情報を適切な時期に知ることが重要である。一方で、妊娠適齢期等に関する知識について、日本は他の先進国等と比べて国際的に低い水準であったという調査結果がある。子供を産

み育てたいという人々の希望が実現できるようにするため、妊娠や出産などに関する医学的・科学的に正しい知識について、学校教育において適切な教材に盛り込み、教職員の研修を行うことに加えて、家庭や地域での教育、婚姻届提出時や成人式などの機会を活用した、教育課程修了後の社会人等に対する情報提供が行われるよう取組を進める。(コラム「不妊治療と妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発について」参照)

(仕事)

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のいずれにおいても、就労を望む場合に、望むタイミングで望む働き方ができるという希望がかなう環境を整備することが重要である。また、若い世代が安心して働ける職場を新たに生み出すことも必要である。このため、個々の希望を踏まえた正社員化の促進や処遇改善、子供を持ちながら働き続けることができるロールモデルなどの提示、地方創生と連携した地域における雇用の創出などを進める。

(2) 社会全体で行動し、少子化対策を推進する。

(結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり)

安心して妊娠・出産、子育てをする上で、妊娠中の方や子供連れで外出する際に生じる様々な支障を取り除き、外出しやすい環境を整備することが重要である。こうした環境整備は、若い世代が妊娠・出産、子育てに対して前向きに考えることにもつながる。このため、マタニティマーク、ベビーカーマークの普及など、妊娠中や子育て時のバリアフリーを進めるとともに、地域において子供連れにお得なサービスを提供する取組の全国展開などを行う。こうした取組により、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと考える人の割合が50%以上となることを数値目標として掲げている。

(企業の取組)

少子化対策を推進するに当たり、企業の果たす役割は大きい。従業員が安心して結婚し、子供を生み育てながら働き続けられる環境を整備するとともに、企業が地方自治体や特定非営利活動法人と連携して少子化対策に取り組んでいくことが重要である。このため、次世代育成支援対策推進法も活用し、企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」や先進事例を他企業へ波及させるための情報共有を進めるとともに、企業が少子化対策に積極的になるインセンティブを付与する取組を進める。(コラム「次世代育成支援対策推進法の延長・拡充」、「企業における取組事例」参照)

【施策の推進体制】

本大綱に基づき、「少子化対策集中取組期間」において、国は、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府一体となって早期・集中的な少子化対策に取り組む。また、2015(平成27)年4月から発足する「子ども・子育て本部」を中心に、全省庁を挙げて少子化対策に取り組む体制を構築する。

また、少子化対策の成果について、しっかりと検証・評価を実施するため、国民や住民から分かりやすい形での「見える化」を進めるとともに、個別施策について2020(平成32)年を目途とした数値目標を設定するとともに、その進捗をフォローアップすることとしている。数値目標の主なものは、第1-2-14図のとおりである。

さらに、大綱については、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととしている。

第1-2-14図 少子化社会対策大綱（概要）～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～（つづき）

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

主な施策の数値目標(2020年)

子育て支援

| | | |
|----------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 認可保育所等の定員： ⇒待機児童 | 267万人 (2017年度) 解消をめざす(2017年度末) | (234万人(2014年4月)) (21,371人(2014年4月)) |
| <input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ： ⇒待機児童 | 122万人 解消をめざす(2019年度末) | (94万人(2014年5月)) (9,945人(2014年5月)) |
| <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点事業： | 8,000か所 | (6,233か所(2013年度)) |
| <input type="checkbox"/> 利用者支援事業： | 1,800か所 | (291か所(2014年度)) |
| <input type="checkbox"/> 一時預かり事業： | 延べ1,134万人 | (延べ406万人(2013年度)) |
| <input type="checkbox"/> 病児・病後児保育： | 延べ150万人 | (延べ52万人(2013年度)) |
| <input type="checkbox"/> 養育支援訪問事業： | 全市町村 | (1,225市町村(2013年4月)) |
| <input type="checkbox"/> 子育て世代包括支援センター： | 全国展開 | 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100% |

男女の働き方改革(ワークライフバランス)

男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：**80%**(-) 第1子出産前後の女性の継続就業率：**55%**(38.0%(2010年))

男性の育児休業取得率：**13%**(2.03%(2013年度))

教育

妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：**70%**(34%(2009年)) (注)先進諸国の平均は約64%

結婚・地域

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：**70%以上の市区町村**(243市区町村(約14%)(2014年末))

企業の取組

子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：**44万店舗**(22万店舗(2011年))

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考える人の割合：**50%**(19.4%(2013年度)) ■は新規の目標

資料：内閣府資料

地方創生 (まち・ひと・しごと創生)

(1) 背景

我が国の人口は2008（平成20）年をピークに減少に転じ、今後急速なスピードで減少することが予想されているが、その程度や要因は地域ごとに異なっている。地方では、出生率の低下に加え、3大都市圏、特に東京圏

への若い世代を中心とした転出により、年少人口の減少が加速している。さらに過疎地においては既に高齢者でさえも減少に転じている地域がみられる。他方、大都市圏では出生率が地方に比べて低い傾向がある（第1-1-2図参照）。大都市圏の若者の集中が、日本全体の人口減少を一層進行させている。このまま地方が弱体化すれば、地方から大都市への人口流入もいづれなくなり、地方・都市共々衰退することになりかねない。

こうした待ったなしの状況に対処するためには、「東京一極集中」を是正し、地方での自発的な取組を進め、地域特性に即した課題解決を図るとともに、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現することが求められる。残された時間や選択肢は決して多くない中、国民全体で危機感を共有しつつ地方創生に取り組み、この問題に対する回答を見出す必要がある。

(2) 主な取組の経緯について

2014（平成26）年9月3日に発足した第2

次安倍改造内閣は、新たに地方創生担当大臣を任命するとともに、同日、閣議決定により、「まち・ひと・しごと創生本部」を内閣に設置した。さらに、同年9月12日には、同本部として「基本方針」をまち・ひと・しごと創生本部として決定し、年内に、「長期ビジョン」と「総合戦略」を取りまとめることとした。

さらに、「まち・ひと・しごと創生法案」を臨時国会に提出し、11月には成立、公布・施行した。同法においては、「まち・ひと・しごと創生」を「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営む

第1-2-15図 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向

◎人口問題に対する基本認識 —「人口減少時代」の到来

- ・2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。
- ・人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
- ・東京圏には過度に人口が集中しており、今後も人口流入が続く可能性が高い。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結び付いている。

◎今後の基本的視点

- 3つの基本的視点
 - ①「東京一極集中」の是正
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決
- 国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要。



◎目指すべき将来の方向 —将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
 - ・国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。
- 人口減少に歯止めがかかると50年後1億人程度の人口が確保される。
 - ・2030～2040年頃に出生率が2.07まで回復した場合、2060年には1億人程度の人口を確保すると見込まれる。
- さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
 - ・人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は35.3%でピークに達した後は低下し始め、将来は27%程度にまで低下する。さらに高齢者が健康寿命を延ばすと、事態はより改善する。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50年後も実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

◎地方創生がもたらす日本社会の姿

- <地方創生が目指す方向>
 - 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
 - ・全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起し活用することにより、多様な地域社会を形成。
 - 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
 - ・外部人材の取り込みや国内外の市場との積極的なつながりによって、新たな発想で取り組む。
 - 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
 - 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

—地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

資料：内閣官房資料